

久世障害相談支援事業所

運 営 規 程

(指定計画相談支援事業)

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 久世障害相談支援事業所（計画相談支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が設置する久世障害相談支援事業所において実施する指定障害福祉サービス事業の計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）は、社会福祉法人京都社会事業財団が掲げる「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行ない、また、実施する指定障害福祉サービス事業の計画相談支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものとする。
- 2 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 指定計画相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
 - 5 指定計画相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業所等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
 - 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 7 事業の実施にあたっては関係行政機関が行うあっせんに協力するとともに、他の保険、医療、福祉サービス提供事業所との連携に努めるものとする。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条

例第38号)に定める内容のほかその他関係法令に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の立場に立った事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員・兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名 (常勤職員・兼務)

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリングを行い、適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(事業所の名称等)

第4条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 久世障害相談支援事業所

(2) 所在地 京都市南区久世上久世町77-1

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は社会福祉法人京都社会事業財団とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供。

(3) 指定計画相談支援に関する内容

ア サービス利用計画の作成及び評価

イ 訪問による継続的なモニタリング

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

- 2 サービスの提供は作成したサービス等利用計画の内容を利用者に説明するとともに、計画に基づいて誠実に行うものとする。

(指定計画相談支援の提供)

第8条 指定計画相談支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者またはその家族に対しこの規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定計画相談支援の提供を求められた場合には、その利用申込者の提示する福祉サービス等受給者証によって、被保険者資格、障害支援区分認定の有無及び障害支援区分有効期間を確かめるものとする。

(指定計画相談支援の取扱内容)

第9条 利用者の障害支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、指定計画相談支援の提供を行うものとする。

- 2 指定計画相談支援の提供は、サービス等利用計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所の職員は、指定計画相談支援の提供に当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、必要な事項についてわかりやすいように説明を行うものとする。
- 4 提供する指定計画相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第10条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の17第2項の規定により算定された額の支払を受けるものとする。

- 2 利用者の選定により第9条に定める通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定計画支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 公共交通機関を利用した場合 公共交通機関の定める運賃

(2) 事業所の自動車等を使用した場合 事業所から片道1kmにつき20円

- 3 事業所は、第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書の当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

- 4 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(給付費の額に係る通知等)

第11条 事業所は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業所は、第7条第1項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業実施対象は、京都市桂川療護園入所者とする。

- 2 通常の事業の実施地域は、つぎのとおりとする。

(1) 京都市南区 (北は九条通りまで、東は1号線まで)

(2) 京都市伏見区 (東は1号線まで、東南は大手筋交差点から外環横大路まで、西南は桂川西岸沿い宮前橋まで)

(指定計画相談支援を提供する主たる対象者)

第13条 指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(事故発生時等における対応)

第14条 事業所は、指定計画相談支援の提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び関係機関、都道府県、市町村等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害の賠償をするものとする。
- 4 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置するものとする。

(緊急時などの対応)

第 15 条 事業所は、計画相談支援サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医や協力医療機関（同一法人 京都桂病院）に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第 16 条 事業所は、非常災害に備えて、別に定める「京都桂川園災害時避難訓練計画」に基づき、消防訓練、風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練及び消火訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時等の際の消化、避難協力体制を整備するものとする。

（衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止の為の措置等）

第 17 条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（苦情の解決）

第 18 条 提供した計画相談支援、その他施設の管理運営に関する苦情については「苦情への対応に関する実施要綱」（平成 13 年 6 月 1 日施行）を事業所内に掲示し、利用者への周知、説明を行うとともに、苦情の申し出があった場合は、実施要綱に基づき迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、その提供した指定計画相談支援に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職

員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業所は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県等が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類等その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 7 事業所は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合は、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。
- 8 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(秘密の保持等)

- 第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での指定計画相談支援サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書等により利用者及びその家族の了承を得るものとする。
 - 3 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。
 - 4 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、退職した場合においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容

に含むものとする。

- 6 その他必要なことに関しては京都桂川園個人情報管理規程を遵守するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続し実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における虐待防止の指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 4 虐待の発生またはその再発を防止するために、担当者を設置するものとする。
- 5 成年後見制度の利用支援

(ハラスメント対策)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存する。
 - (1) モニタリングに関して福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - (3) アセスメントの記録
 - (4) サービス担当者会議等の記録

- (5) モニタリングの結果の記録
- (6) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情の内容等の記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (9) 虐待等の記録

(その他運営についての留意事項)

第24条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備するものとする。

- 2 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂川園の定める運営基本方針並びに管理規程を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 2月13日から施行する。

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正